

漁管第 1992 号
令和 7 年 (2025 年) 12 月 24 日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木 直道



漁業法第 91 条第 1 項に該当する者に対する指導について (諮問)
漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 91 条第 1 項の規定に該当すると認められる者に対して、同法同条同項に基づき、次のとおり指導を行うにあたり、同法同条第 3 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、貴委員会の議事録謄本を添付してください。

記

- 1 指導対象期間
令和 5 年漁期 (令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日)
- 2 指導の内容
海面共同漁業権：別紙 1 のとおり
海面区画漁業権：別紙 3 のとおり

(水産林務部水産局漁業管理課管理調整第 2 係)



【別紙1】 漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類： 共同漁業権
指導件数： 43

- ・ 資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・ なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第1号	なまこ	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	もずく	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第2号	あわび	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	もずく	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第3号	あわび	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	宗谷漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第4号	えぞばかがい	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	猿払村漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第5号	うに	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種共同漁業	宗海共第14号	ほたてがし	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第24号	かれい・ます・ふぐ・小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第24号	ちか・かれい・いかなぎ地びき網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第25号	かれい・ほっけ・いか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	たら刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第26号	めばる・そい刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第28号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第29号	かれい・ほっけ・いか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	猿払村漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第31号	かれい・ほっけ・いか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	頓別漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第33号	かれい・ほっけ・いか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	枝幸漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第34号	はたはた小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	香深漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第40号	ほっけ・ます小小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙1】 漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類：共同漁業権
指導件数：43

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業権者に対し「指導」を発出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象（漁業権者）	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
宗谷	船泊漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第41号	かれい刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	船泊漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第41号	ほっけ・ます小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	船泊漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第41号	かれい・ほっけ・いか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	船泊漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第41号	ちか・かれい・いかなご地びき網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第42号	かれい・ます・ふぐ小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第42号	ちか・かれい・いかなご地びき網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第43号	いか・かれい小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第43号	かれい・ます・ふぐ小型定置網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業、 第三種共同漁業	宗海共第43号	ちか・かれい・いかなご地びき網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第44号	かれい・ほっけ・いか底建網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第45号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第45号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第45号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第45号	めばる・そい刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	はたはた刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第46号	めばる・そい刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	ひらめ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合	第二種共同漁業	宗海共第47号	ほっけ刺し網	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【別紙3】 漁業法第91条第1項に基づく指導を行う対象（令和5年漁期：令和5年1月1日～12月31日）

漁業権の種類： 区画漁業権
指導件数： 3

- ・資源管理等の取組状況で「適切と認められない」、又は漁場の活用状況で「適切かつ有効と認められない」と判定された漁場については、漁業法第91条第1項に基づき漁業者に対し「指導」を发出する。
- ・なお、令和5年9月1日の漁業権切替時に廃止した漁業権は既に廃止されていること、並びに新設した漁業権は評価対象期間を満たしていないことから、それぞれ評価の対象外とした。

海区	指導の対象(漁業権者)	種別	漁業権番号	漁業の名称	該当事項	指導事項
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種区画漁業	稚海区第1号	こんぶ養殖業	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	稚内漁業協同組合	第一種区画漁業	稚海区第2号	こんぶ養殖業	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。
宗谷	頓別漁業協同組合	第一種区画漁業	浜頓海区第1号	ほたてがかい養殖業	合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない(法第91条第1項第2号)。	漁場を有効に利用するよう指導する。

【根拠法令等】

○漁業法

（漁業権者の責務）

第七十四条

漁業権を有する者（以下この節及び第一百七十条第七項において「漁業権者」という。）は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるものとする。

2 団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該団体漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、農林水産省令で定めるところにより、組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下この項において同じ。）が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

（資源管理の状況等の報告）

第九十条

漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

第九十一条

都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(適格性の喪失等による漁業権の取消し等)

第九十二条

漁業の免許を受けた後に漁業権者が第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 一 漁業に関する法令の規定に違反したとき。
- 二 前条第二項の規定による勧告に従わないとき。

3 前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

○漁業法施行規則

(資源管理の状況等の報告)

第二十八条

法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。